

## 議案第9号関連資料

### 明石市葬祭事業条例の一部を改正する条例制定のこと

#### 1 目的

あかし斎場旅立ちの丘（以下「斎場」という。）の管理運営について、2020年度に指定管理者制度を導入するに当たり、指定管理者が行う業務の範囲等を定めるほか所要の整備を図るため、条例の一部を改正します。

#### 2 概要

##### (1) 指定管理者制度の導入に当たり必要な事項の改正

###### ① 指定管理者による管理（第9条）

斎場の管理について地方自治法第244条の2第3項の規定による市長の指定を受けた指定管理者に、斎場の管理を行わせることができる旨を規定します。

###### ② 指定管理者が行う管理の基準（第10条）

指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従い、斎場の管理を行わなければならない旨を規定します。

###### ③ 指定管理者が行う業務の範囲（第11条）

指定管理者が行う業務の範囲を次のとおり規定します。

- ア 第2条に規定する事業に関すること。
- イ 火葬場等の使用及びその制限に関すること。
- ウ 火葬場等の使用料の徴収及び還付に関すること。
- エ 斎場の維持管理に関すること。
- オ 前各号に掲げるもののほか、市長が定める業務

##### (2) 火葬の応諾義務の明確化（第4条）

指定管理者に使用許可の権限を与えるに当たり、真にやむを得ない事情がない限り、火葬場の使用の許可を拒んではならない旨を規定します。

##### (3) その他所要の整備

#### 3 施行期日

2020年4月1日